

各位

信用金庫で初となる「信託業務の兼営認可」を取得 ～ 信託業務で相続・資産承継のサポートを強化 ～

城北信用金庫（理事長：大前 孝太郎）は、本日、信託業務の兼営認可を取得しました。これは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づくもので、信用金庫としては全国初の認可取得となります。

高齢化が進む地域社会において相続や財産管理への関心が高まる中、当金庫では相続に関するトラブルを未然に防ぎ、お客さまの円満かつ円滑な資産承継の実現をサポートすることを目的に、2017年から「シニア向けライフサポート『結（ゆい）』』として各種サービスラインを提供してまいりました。

これまでも信託契約代理店として信託商品を取り扱ってまいりましたが、このたびの認可取得により、当金庫独自の商品として「じょうほう遺言代用信託」が新しく「結」のラインアップに加わるほか、かねて専属のパートナー企業や士業を紹介する形で提供していたサービスが、信託併營業務として当金庫のみで提供できるようになりました。

当金庫は、信託関連商品を通じてお客さまの資産を「守り」「つなぐ」ための新しい価値を提供することで、お客さまの想いに寄り添いながら、相続や資産承継に関する多様なニーズにお応えしてまいります。

1. 兼営認可取得日 2025年11月20日（木）
2. 業務開始予定日 2026年 1月 5日（月）
3. 取扱商品の概要

シニア向けライフサポート



じょうほう遺言代用信託	あらかじめご指定いただいた受取人さまに、相続発生時に必要となる金銭を、簡単なお手続きで確実にお渡しする元本保証付きの信託商品です。
じょうほう遺言信託	遺言書作成のご相談から作成、保管、執行まで、お客さまの想いに寄り添いながら、遺言内容を確実かつスムーズに実現するためのサービスです。
じょうほう遺産整理業務	故人の財産の内容を把握しながら、相続人の方々に代わって、遺産相続に必要なお手続きを一括してお任せいただけるサービスです。

以上